



SMILE

今月も笑顔(スマイル)でスタート

8 月号 Vol. 124

暑中お見舞い申し上げます。

まいど おおきに！

この原稿を書いている時点(7 月 31 日午前)では、毎年恒例の上海市人力資源と社会保障局による上海市の 2025 年度社会保障及び住宅積立金の納付基数の上限、下限についての発表がありません。ちなみに、これらの数値は、前年度の上海市の全口径都市部就業者の平均賃金の数値を基に決定されます。2024 年度(2024 年 7 月 1 日から適用)の上海市の上限下限は、2023 年度の平均賃金が 12,307 元/月でしたので、上限 36,921(12,307 元×300%)元/月、下限 7,384(12,307 元×60%)元/月(住宅積立金の下限は 2,690 元)でした。毎年、8 月に納付する社会保険から、新上限・下限基数を基に計算するので、そろそろ発表されてもいいのですが…。

改革開放後に一代で財をなした民間企業家の相続問題が、最近、注目されています。ここでは杉杉集団(繊維業を起源とする複合企業グループ)の創業者鄭永剛氏(2023 年 65 歳死去)、及び娃哈哈集団(飲料大手メーカー)の宗慶後氏(昨年 78 歳死去)の2つの例を取り上げます。

杉杉集団のケースでは、鄭永剛氏が心臓発作で急死し、彼の息子の鄭駒氏(当時、清華大学 MBA 課程在籍)が 2023 年 3 月の臨時株主総会で後継者として董事長に選出されましたが、鄭永剛氏の後妻である周婷氏(元 TV キャスター)が臨時株主総会に姿を現して、手続きに不備があるとして無効と主張しました。周氏は、鄭永剛氏が死去した時点で配偶者だった自分が鄭永剛氏の法定代理人であり、自らと鄭永剛氏の間に生まれた 3 人の子の法定代理人でもあると主張し、取締役会が周氏による同意を得ていない議案を勝手に審議して発表したことは無効と主張しました。周氏はさらに、自分の子らが合法的に相続すべき財産と権利に損害を与えているとも主張しました。その後、親族間での争いが続き、そして今年 6 月に、後継者としての道を歩んできた鄭駒氏は杉杉集団のすべての職を解任されました。

娃哈哈集団のケースでは、香港と杭州の裁判所が、今年 7 月同時期に、ある訴訟を受理しました。その訴訟とは、米国籍を所持する原告 3 人、宗継昌、宗婕莉、宗継盛が、娃哈哈集団の創業者である宗慶後氏の「非嫡出子」として、娃哈哈の現会長宗馥莉氏(宗慶後氏の娘)を相手に提訴したものでした。彼らは HSBC 銀行にある 18 億ドルの資産凍結と、合計 21 億ドルの信託持分の回収を求めています。

この両ケースに共通して言えることは、生前に相続の事をしっかり取り決めていなかったことです。鄭永剛氏の場合は、彼が口頭で後継者を指名しただけでした。そして宗慶後氏の場合は、遺言の内容に不明確な箇所があって、その有効性に疑義を残してしまったのです。この 2 つのケースで、中国の創業者も遺言書をどう書くかが関心事になるでしょう。

日本では参議院選挙の結果から、国民の関心が、減税と日本在住の外国人への行政の対応が高いことが浮き彫りになったと思います。8月以降の国会運営が注目ですね。

暑い夏がまだまだ続きますが、今月も笑顔(スマイル)でスタートしましょう！



マクロ経済1:CPIとPPI

国家統計局の7月9日の発表によれば、6月は、内需拡大・消費喚起策が引き続き効果を発揮し、消費者物価指数(CPI)は前年同月比0.1%上昇し、前月の低下から反転した。前月比では0.1%低下し、前月比0.1ポイント低下した。食品とエネルギー価格を除いたコアCPIは前年同月比0.7%上昇と引き続き上昇した。生産者物価指数(PPI)は前月比0.4%低下し、前月と同水準、前年同月比では3.6%低下し、前月比0.3ポイント低下した。

1. CPI:消費者物価指数は前年比で下落から上昇に転じ、コア消費者物価指数は引き続き上昇した

消費者物価指数(CPI)は前年同月比0.1%上昇し、4カ月連続の下落から上昇に転じた。CPIが下落から上昇に転じたのは、主に工業用消費財価格の反発によるものである。工業用消費財価格の前年同月比下落率は、前月の1.0%から0.5%に縮小し、CPIの前年同月比への下押し幅は前月より約0.18ポイント縮小した。そのうち、原油価格の変動によるエネルギー価格の下落幅は前月より1.0ポイント縮小し、CPIの前年同月比への下押し幅は前月より約0.08ポイント縮小した。国際商品市況の変動を受け、金飾品とプラチナ飾品の価格がそれぞれ前年同月比39.2%と15.9%上昇し、これらを合わせるとCPIの前年同月比上昇幅に約0.21ポイント影響した。消費促進政策の効果が引き続き現れ、娯楽、家庭用繊維、家電などの耐久消費財の価格はそれぞれ前年同月比2.0%、2.0%、1.0%上昇した。自動車価格は下落幅が徐々に縮小し、ガソリン車と新エネルギー車の価格はそれぞれ今月前年同月比3.4%、2.5%下落し、それぞれ過去28ヶ月と26ヶ月で最小の下落幅となった。食品価格は下落幅が小幅に縮小した。食品価格は前年同月比0.3%下落し、前月より0.1ポイント縮小した。そのうち、牛肉価格は28ヶ月連続の下落から2.7%上昇に転じた。豚肉価格は8.5%下落し、連続上昇後初めて下落した。サービス価格は0.5%上昇し、上昇率は安定を維持した。コアCPIは前年比0.7%上昇し、前月より0.1ポイント上昇し、約14カ月ぶりの高水準となった。

消費者物価指数(CPI)は前月比0.1%下落し、下落幅は前月比0.1ポイント縮小した。食品価格の下落幅は季節水準を下回った。高温と前年同時期を上回る降雨量の影響で、食品価格は前月比0.4%下落し、季節水準より0.5ポイント縮小した。食品のうち、淡水魚と生鮮野菜の価格はそれぞれ4.3%と0.7%上昇し、いずれも季節水準を上回った。工業用消費財の価格は下落から上昇に転じた。国際原油価格の変動の影響を受け、ガソリン価格は前月の3.8%下落から0.4%上昇に転じ、エネルギー価格も前月の1.7%下落から0.1%上昇に転じた。エネルギーを除く工業消費財価格は前月比0.1%上昇し、そのうちプラチナ宝飾品は金価格の高騰と代替需要の増加により、前月比12.6%上昇し、過去10年間で最大の前月比上昇率となった。サービス価格は堅調に上昇し、中でも卒業シーズンの住宅賃貸需要の増加により、家賃は0.1%上昇した。

2. PPI:生産者物価指数の前月比下落率は前月と同じで、一部業種の価格は安定し回復した

PPIは前月比0.4%低下し、前月と同じとなった。PPIが前月比低下した主な理由は、第一に、国内の一部素材製造業の価格が季節的に下落したことである。夏季の高温多雨の日が多かったことは、一部の不動産・インフラプロジェクトの建設進捗に影響を与えた。また鉄鋼、セメントなどの材料供給は比較的十分であった。鉄鋼製錬・圧延加工業の価格は1.8%下落し、非金属鉱物製品業の価格も1.4%下落し、これらを合わせるとPPIの前月比低下に約0.18ポイント影響した。第二に、グリーン電力の増加がエネルギー価格の低下をもたらした。夏の到来とともに、北西部の太陽光発電と風力発電、南西部の水力発電が増加し、発電コスト全体が低下した結果、電力・熱供給業の価格が0.9%低下した。同時に、グリーン電力による火力発電の代替効果が高まり、発電用石炭の需要が減少し、石炭生産が安定し、発電所と港湾の石炭埋蔵量が十分で、石炭加工価格が5.5%低下し、石炭採掘・選炭価格が3.4%低下した。上記3つの産業は、PPIの前月比低下に約0.15%ポイント影響した。第三に、輸出比率の高い一部の産業の価格が圧力を受けていることである。世界貿易の伸びは鈍化し、国際貿易環境の不確実性が企業の輸出期待に影響を与えている。中国で比較的輸出比率の高い一部の産業の価格に対する下押し圧力が高まっている。コンピュータ、通信、その他の電子機器製造業の価格は0.4%低下し、電気機械および装置製造業の価格は0.2%低下し、繊維産業の価格は0.2%低下した。

生産者物価指数(PPI)の前年同月比下落幅は前月比0.3ポイント拡大した。しかし、各種マクロ政策の実施に伴い、一部産業における需給関係が改善し、価格も安定・回復に転じた。まず、全国统一市場の構築が深まり、一部産業における価格の前年同月比下落幅が縮小した。企業の無秩序な低価格競争を規制する取り組みが強化され、後進的な生

産能力の撤退と製品品質の向上が徐々に推進された。ガソリン車・ディーゼル車製造価格と新エネルギー車製造価格はそれぞれ前月比 0.5%と 0.3%上昇し、前年同月比下落幅は前月比 1.9 ポイントと 0.4 ポイント縮小した。太陽光発電設備及び電子部品製造価格は前年同月比 10.9%下落し、下落幅は 1.2 ポイント縮小した。リチウムイオン電池製造価格は同 4.8%下落し、下落幅は 0.2 ポイント縮小した。第二に、消費喚起政策の拡充により、一部の生活資材価格は前年同月比で回復した。内需の潜在力が引き続き発揮され、高品質な生活への需要が高まった。生活必需品のうち、一般生活必需品と衣料品はそれぞれ前年同月比 0.8%と 0.1%上昇した。耐久消費財は 2.7%下落し、下落幅は前月比 0.6 ポイント縮小した。産業別に見ると、工芸品・儀礼用品製造業は前年同月比 13.1%上昇、絹紡・絹織物加工業は 1.2%上昇、スポーツ用品製造業は 0.7%上昇した。家庭用冷蔵庫、家庭用美容・健康機器、テレビ製造業は前年同月比でそれぞれ 0.8 ポイント、0.5 ポイント、0.3 ポイント下落幅が縮小した。第三に、新たな勢いの蓄積により、一部のハイテク産業では価格が前年同月比で上昇した。中国は新たな良質生産力の育成を加速し、イノベーションの主導的役割を継続的に強化し、ハイエンド製造業、スマート製造業、デジタル経済などの新たな勢いが引き続き成長・発展している。集積回路パッケージングおよびテストシリーズの価格は前年同期比 3.1%上昇し、ウェアラブルスマートデバイスの価格は 1.4%上昇、マイクロ波通信設備の価格は 1.3%上昇、航空宇宙および装備製造の価格は 1.1%上昇、サーバーの価格は 0.9%上昇、マイクロ特殊モーターおよび部品製造の価格は 0.6%上昇した。

マクロ経済2:輸出と輸入

税関の7月14日の統計によると、中国の今年上半期の貨物輸出入総額は、21 兆 7,900 億元で、前年同期比 2.9%増加した。そのうち、輸出は 13 兆元で 7.2%増加、輸入は 8 兆 7,900 億元で 2.7%減少であった。具体的には、以下の 5 つの特徴が見られる。

まず、対外貿易規模は着実に拡大していることである。今年上半期、中国の輸出入規模は 20 兆元に達し、同期間の過去最高を記録した。四半期ごとの動向を見ると、第 2 四半期の輸出入は前年同期比 4.5%増となり、第 1 四半期より 3.2 ポイント上昇し、7 四半期連続で前年同期比増加を維持した。

第二に、対外貿易の相手先国はより多様化していることである。今年上半期、中国の「一帯一路」建設参加国への輸出入は 11 兆 2,900 億元に達し、前年同期比 4.7%増となった。これは輸出入総額の 51.8%を占め、前年同期比 0.9 ポイント上昇した。そのうち、ASEAN への輸出入は 3 兆 6,700 億元に達し、前年同期比 9.6%増となった。同期間に、EU、韓国、日本などへの輸出入もいずれも増加した。

第三に、輸出の勢いは向上し、革新も進んでいることである。今年上半期、中国の機械・電気製品の輸出額は 7 兆 8,000 億元に達し、前年同期比 9.5%増、輸出総額の 60%を占め、前年同期比 1.2 ポイント増となった。そのうち、新品質生産性と密接に関連するハイエンド設備は 20%以上増加し、グリーン・低炭素製品を代表する「新三大製品」は 12.7%増加した。

第四に、内需の拡大は輸入の安定化につながっていることである。「両重」と「両新」の政策の継続的な努力により、輸入は第 2 四半期にプラス成長に転じた。上半期には、中国の石油化学、繊維などの機械設備の輸入の伸び率は二桁に達し、電子部品などの基幹部品の輸入が急速に増加し、原油や金属鉱石などの重要原材料の輸入量も増加した。

第五に、外資企業の活力が持続的に発揮していることである。今年上半期、中国で輸出入実績のある外資企業は 62 万 8,000 社に達し、同期間で初めて 60 万社を超え、前年同期比 4 万 3,000 社増加した。そのうち、民営企業は 54 万 7,000 社で、輸出入額は前年同期比 7.3%増加し、輸出入総額の約 6 割を占めた。

中国の輸出入は 9 四半期連続で 10 兆元を超えている。今年上半期の輸出入は、昨年上半期に比べて 6,000 億元以上増加した。6 月には、輸出入、輸出、輸入の 3 つの指標がいずれも前年同期比でプラス成長を達成し、成長率が上昇傾向にある。具体的には、6 月の輸出入規模は 3 兆 8,500 億元で、5.2%増加し、月間輸出入としては過去 2 番目の高さであった。そのうち、輸出は 2 兆 3,400 億元で、7.2%増加し、伸びが大きかったのは電子部品、船舶などである。輸入は 1 兆 5,100 億元で、2.3%増加し、伸びが大きかったのは自動データ処理装置の部品・付属品、乾燥果物や生鮮果物などである。



2024 年度における不正行為事件の回顧と企業に対するコンプライアンスの提言

1. はじめに

企業経営の現場においては、私的な不当利益を追求する目的で、又は競争上の優位や商機を得るために、業務の過程や制度を利用し、逆にこれらを回避して、様々な不正行為を行う者が存在する。具体的な行為としては、例えば汚職腐敗、職務上の便宜を利用した企業資産の横領、利益相反、営業秘密の侵害などが挙げられる。近年では、日系企業においても、このような事件が目立つようになりつつある。

不正行為は、企業に対し、直接の経済的損害のみならず、人材、技術、競争力、顧客などの喪失を引き起こし、これにより、公正な市場競争秩序が乱されるだけでなく、企業の社会的信用とコンプライアンスのイメージも著しく損なわれ、責任者も刑罰を含む法的責任を問われることになる。それゆえ、企業においては、不正行為を防止するためのコンプライアンス体制を確立し、自社の持続可能な発展と市場競争力を維持することが重要となる。本稿においては、ビッグデータ分析及び公開事例に基づき 2024 年度における不正行為の動向を回顧するとともに、企業の今後の対応に参考となる情報を提供するものとした。

2. 2024 年度における不正行為の動向

一般に、不正行為とは、従業員が業務上又は職務上の便宜を利用して会社の財物や資産を横領する行為、及び、不正又は違法な手段によって自己又は利害関係者の利益を図る行為などをいう。公認不正検査士協会(ACFE)の「2024 年度版:職業上の不正に関する国民への報告書」(以下、「ACFE 不正報告書」という)では、不正行為が「資産の不正流用」、「汚職」及び「財務諸表不正」の 3 つに分類されているが、中国の実務からすると、主に資産の不正流用、利益相反、贈収賄、守秘義務違反、虚偽情報・データの作成・使用などが一般的な不正行為の類型になると考えられる。このような観点から、公開データや各業界の報道に基づき、北京・上海・広州・江蘇・浙江・深センの 6 省市における 2024 年度の不正事件を整理したうえで、その防止及びコンプライアンスに関する実務的な特徴とパターンをまとめると、以下ようになる。

(1) 頻発する不正行為の類型

公開裁判文書データベースによると、2024 年度に発生した不正行為の事件は合計 3,047 件。そのうち、1,202 件が資産の不正流用、1,115 件が利益相反、580 件が贈収賄、67 件が守秘義務違反、83 件が虚偽情報・データの作成・使用である。最も多かったのが資産の不正流用関連であり、その次が利益相反であった。したがって、企業においては、これら 2 つの類型の不正行為に特に注意を払う必要がある。また、関連する法令違反行為の兆候を迅速に把握するとともに、事前にコンプライアンス制度の構築及び管理を改善・強化することによって、これらの事件の発生を防止することが重要となる。

(2) 不正行為が集中する業種

業種別にみると、金融業、医療・製薬業といった伝統的な産業において、不正行為関連事件が多発している。そのうち、金融業では、巨額の資金流動が頻繁に発生するため、利益の誘惑がどうしても大きくなる。加えて、業務の専門性、複雑性や不正行為の隠蔽可能性が高い傾向もあるため、事件に関わる金額が高額化し、問題が発生しやすい状況にある。中国共産党中央紀律委員会の調査・審査によると、2024 年度には、中央金融機関の幹部 40 人余りが資産の不正流用、汚職・贈収賄などの不正行為によって党籍剥奪や公職追放などの党紀処分を受けている。具体的な不正行為としては、主に取引先からの接待や、ゴルフなどの娯楽の享受、国家公務員に対する贈答品や買物券の供与、融資における取引先への図利、職務上の便宜を利用した公共財の不法占拠など、種々のものが挙げられる。

また、インターネット、ライブ配信、MCN といった新たな業態でも、不正行為に関する事件が増加している。特にインターネット企業は、その業務が川上・川下の産業チェーンに及び、資金の流動が頻繁かつ複雑なことから、不正行為の温床となりやすい。例えば、公開情報によると、あるインターネット企業では、2024 年に 125 件の不正行為事件が発生し、それにより 191 人が解雇され、そのうち 28 人が司法機関の手続に移送された。不正行為の主なパターンは、仕入先からの賄賂の收受、部外者との共謀による不正利益の追求、サービス業者の不正な採用とその見返りの要求、架空請求、利益相反、社内情報の不正な取得・保存・開示、部外者に対する社内システムの提供などであった。

ライブ配信、MCN などの新興産業でも、従来の賄賂や横領などにとどまらず、架空注文、ユーザーのアクセス数その

他のデータの改ざん、生配信への投げ銭の金額の操作など、新たな不正行為が出現している。これらの業界は、その運営規範がまだ完全には整備されていないため、行為者が自己の行為を隠蔽する余地が大きいと思われる。

(3)不正行為が多発する部署

不正行為は、企業の調達・販売部、財務会計部、運営部、そして経営陣において多く発生している。「ACFE 不正報告書」によると、調達・販売部が 19%、財務会計部が 17%を占めており、董事(取締役)・上級管理職や運営部の割合も高い。これらの部署で不正行為が生じやすい理由としては、他の部署よりもパートナーと接触する機会が多いこと、取引先の選定について一定の決定権があること、調達、販売、資金管理、記録などの重要な業務と関わることなどが挙げられる。したがって、企業においては、社内管理の過程で調達、販売及び資金管理の部署に特に注意を払い、これらを不正行為防止・コンプライアンス管理の重点部署とすることが望まれる。

(4)不正行為発覚の状況

不正行為は、主に匿名又は従業員による実名の通報や内部監査によって発覚することが多く、外部監査や監督管理機関による法執行・技術監視も一定の役割を果たしている。「ACFE 不正報告書」によると、通報により発覚した不正行為は 43%、内部監査・検査などによるものは 39%であり、さらに、外部監査、監督管理機関による法執行調査及び技術的な検査・監督管理により約 10%が発覚している。

したがって、企業においては、不正行為を防止・管理するために、通報・調査・処理の明確な制度を社内に確立し、通報が円滑に行われる環境を整えるとともに、内部監査・検査を定期的に行うことによって、不正行為の手がかりを速やかに発見するよう努めることが重要となる。

3. 今後の対応に関する企業への提言

2024 年度のデータを振り返ると、不正行為が依然として頻繁に発生し、その手口も常に巧妙化しつつあり、企業が多大な不正行為のリスクに直面していることがわかる。企業に対しては、コンプライアンスに関し、次の 3 点を提言したい。

1 点目は、不正行為防止のコンプライアンス体系を整備し、不正行為のリスクが高い業務の過程と部署に対する監督管理を強化することである。企業においては、社内不正行為を防止するためのコンプライアンス管理体系の整備を基礎として、法改正に伴う最新の法律上の要求を踏まえ、「事前予防」の観点から企業コンプライアンス管理制度を改善する必要がある。過去に不正行為のリスクがあった重要な業務の過程・部署を重点として内部調査及びコンプライアンス調査を実施し、管理上の欠陥を検出して、これらの欠陥に対してコンプライアンス体制及び業務プロセスを改善することが求められる。

2 点目は、不正行為の手がかりを把握し、検査及び調査を強化することである。企業においては、不正行為に対する監視・調査をさらに強化し、通報制度及び相応の通報奨励・通報者保護制度を整備して、リスクを未然に防止することが重要である。また、不正行為が行われた場合には、速やかに調査を行い、その損害を最小限に抑えることが求められる。

3 点目は、海外事業に伴う不正リスクを防止し、そのコンプライアンス管理を強化することである。中国では、2025 年 6 月 27 日に改正不正競争防止法が公布され、40 条において、海外の不正競争に対応するため、「中華人民共和国国外で実行された本法に定める不正競争行為によって国内の競争秩序が乱され、又は国内の事業者の合法的な権利・利益が害されたときは、本法及び関連する法律の規定に従って処理する。」との規定を導入するものとしている。したがって、企業においては、不正行為を防止するためのコンプライアンス管理を実施すると同時に、海外における不正行為を防止するためのコンプライアンスの要求にも理解を深め、海外の不正行為リスクに対する監督管理を強化することが求められる。



「納税・納付信用管理方法」の公布に関する公告

納税・納付信用管理を規範化し、社会信用システムの構築を推進するため、国家税務総局は、2025年5月16日付で、「納税・納付信用管理方法」(国家税務総局公告 2025年第12号、以下「管理方法」と略称)を公布し、2025年7月1日から施行します。「管理方法」は計6章36条からなり、納税信用の情報収集、評価指標、評価結果の確定と応用などの内容について明確に規定しています。主な内容は以下の通りです。

一、信用評価の適用範囲

1. 税務情報の確認および身分情報報告の手続きを完了し、生産経営に従事する企業納税者・納付者(以下経営主体と略称)に適用する。個人事業主および生産経営に従事するその他類型の納税者・納付者は、自主的にこの管理方法に組み入れることが申請できる。
2. 信用評価に社会保険料や非課税収入の事項を組み入れ、経営主体の信用状況をより全面的に反映する。

二、評価方式

1. 納税・納付信用評価は年度評価指標得点と直接判定方式を採用する。
年度評価指標得点は減点方式を採用する。経営主体の経常指標と非経常指標の情報が完備している場合は、100点から評価する。非経常指標が欠落し、経常指標のうち納税・納付情報が完備している場合は、93点から評価し、不備の場合は90点から評価する。
直接判定は、税務機関で初めて納税・納付を行う経営主体または重大な信用失墜行為を有する経営主体に適用される。
2. 評価ルールを最適化し、規定の期限までに未申告などの指標に関する減点方式を「税目による回数ベース」から「月ベース」に調整する。
3. 以下のいずれかの条件に満たす経営主体は、Aランクとは評価できない。
 - ① 実質的な生産営業期間が3年未満
 - ② 前年度の評価結果がDランクだった
 - ③ 非正常な原因により評価年度に3ヶ月連続で又は累計6ヶ月の増値税の納税額が0元である
 - ④ 国の統一の会計基準に従って帳簿を設置せず、かつ合法、有効な証憑に基づき会計処理をして税務局に正確な税務資料を提供できない。非正常な原因とは、経営主体の正常な経営(季節性生産経営、政策による減免税の適用、未控除増値税留保税額がある場合、増値税の加算控除政策の享受を含む)以外のことを指す。

三、信用回復基準の最適化

1. 軽微な信用失墜行為に対する回復力を向上させる。
2. 納税滞納指標の段階的回復のメカニズムを構築する。
3. 「総合的な信用回復」の状況を新たに追加する。
4. 直接Dランクと判定された指標の回復条件を具体化している。

四、信用回復及び再度評価の対応方法

1. 信用回復については、経営主体は税務局が行った年度評価結果に対して異議がなく、かつ「納税納付信用回復申請書」を提出する際に承諾を行うものとする。
2. 再度評価については、経営主体は税務局が行った年度評価結果に対して異議がある場合、まず信用再度評価を受けた上で信用回復を申請すること。経営主体が信用修復を申請した後、税務局は同じ年度に評価結果に対して再度評価申請を受けない。

お問い合わせは
MYDO まで!!



(お問い合わせ先)

上海滿意多企業管理諮詢有限公司

〒200336 上海市長寧区 延安西路 2201 号

上海國際貿易中心 610 室

TEL: +86-21-6407-0228 FAX: +86-21-6407-0185

E-mail: info@shmydo.com URL: <http://shmydo.jp>